

議案第258号 訴訟上の和解について

1 当事者

控訴人：*****及び*****（以下「控訴人ら」という。）

被控訴人：川崎市

2 経緯

- 平成20年3月25日、本市と*****（以下「****」という。）は、渋川2-3号雨水管工事（以下「本件工事1」という。）の工事請負契約を締結した。
- 平成21年1月26日、本市は、控訴人らで構成した**・**共同企業体と宿河原2号雨水幹線その2工事（以下「本件工事2」という。）の工事請負契約を締結した。
- 平成22年4月9日、公正取引委員会は、控訴人らに対し、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事において、不当な取引制限を行っていたとして独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行った。
- これらの命令が確定したことを受け、平成22年9月1日、本市は、工事請負契約に基づき控訴人らに対し、賠償金を支払うよう請求を行った。

3 訴訟等の経過

- 平成22年11月16日、*****（以下「****」という。）から本市に対し、本件工事2に係る賠償金の債務不存在確認の訴えが横浜地方裁判所川崎支部に提起された。
 - 平成22年11月30日、****から本件工事2に係る賠償金の一部について納付がなされた。
 - 平成23年4月26日、****は、本市に対し、本件工事1に係る賠償金について、支払計画書を提出し、同月28日、賠償金の一部を納付した。
 - 平成23年7月1日、本市は、本件工事2に係る賠償金支払請求について、****に反訴を****に訴えを提起した。
 - 平成23年7月4日、****は、本市に対し、本件工事2に係る賠償金の一部についての支払計画書を提出した。
 - 平成23年11月30日、****は、本件工事1及び本件工事2に係る賠償金の一部を納付した。
 - 平成24年7月24日、控訴人らに対する訴訟について、本市の主張を全面的に認める判決が言い渡された。
 - 平成24年8月7日、控訴人らは、東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 数回の口頭弁論等を経て、平成24年11月16日、東京高等裁判所から職権による強い和解勧告がなされた。

4 主な和解内容

- 控訴人らは、賠償金の未納額並びに訴訟上の請求額に対する平成22年12月1日から平成23年11月30日まで及び賠償金の未納額に対する平成23年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの遅延利息の支払い義務があることを認める。
- ****は、賠償金の未納額並びに賠償金の請求額に対する平成22年12月1日から平成23年4月28日まで、第1回納付後の未納額に対する平成23年4月29日から平成23年11月30日まで及び賠償金の未納額に対する平成23年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの遅延利息の支払義務があることを認める。
- 控訴人らは、賠償金の未納額並びに訴訟上の請求額に対する平成22年12月1日から平成23年11月30日まで及び賠償金の未納額に対する平成23年12月1日から平成24年7月24日（第1審判決日）まで年3.1パーセントの遅延利息を合計した金額を10年間で分割して支払う。
※遅延利息は、現在の川崎市工事請負契約約款第54条第1項に基づく利率である。
- ****は、賠償金の未納額並びに賠償金の請求額に対する平成22年12月1日から平成23年4月28日まで、第1回納付後の未納額に対する平成23年4月29日から平成23年11月30日まで及び賠償金の未納額に対する平成23年12月1日から平成24年7月24日（第1審判決日）まで年3.1パーセントの遅延利息を合計した金額を10年間で分割して支払う。
- 控訴人ら及び****が和解における支払金額を遅滞なく支払ったときは、本市は、その他の遅延利息の支払義務を免除する。

5 和解における支払金額及び分割方法等

(1) 控訴人ら

(単位：円)

賠償金請求額	第1回納付額 (平成22年11月30日)	訴訟上の請求額	第2回納付額 (平成23年11月30日)	賠償金未納額	遅延利息	和解における支払金額合計	分割方法 (毎月末日限り)	
							平成25年1月から平成34年11月まで	平成34年12月
60,316,200	20,047,624	40,268,576	1,845,590	38,422,986	2,019,620	40,442,606	337,000	339,606

(2) ****

(単位：円)

賠償金請求額	第1回納付額 (平成23年4月28日)	第1回納付後の未納額	第2回納付額 (平成23年11月30日)	賠償金未納額	遅延利息	和解における支払金額合計	分割方法 (毎月末日限り)	
							平成25年1月から平成34年11月まで	平成34年12月
38,640,000	7,301,321	31,338,679	5,956,800	25,381,879	1,573,405	26,955,284	224,000	299,284

6 訴訟の経過一覧表

事件番号	議案番号	請負会社名	訴訟の経過	訴訟上の請求額 (単位 円)	備考
699	第258号	*****	平成22年11月16日 本市に対し訴えを提起 平成23年7月1日 本市が反訴を提起 平成24年7月24日 勝訴判決 平成24年8月7日 *****が控訴 平成24年11月5日 控訴審第1回口頭弁論 平成24年11月16日 裁判所からの和解勧告 ※平成24年第4回川崎市議会定例会に追加議案上程	(40,268,576)	JV ***** 50:50
695	第258号	*****	平成23年7月1日 本市が訴えを提起 平成24年7月24日 勝訴判決 平成24年8月7日 *****が控訴 平成24年11月5日 控訴審第1回口頭弁論 平成24年11月16日 裁判所からの和解勧告 ※平成24年第4回川崎市議会定例会に追加議案上程	40,268,576	JV ***** 50:50
698	第257号	*****	平成23年7月1日 本市が訴えを提起 平成24年7月4日 勝訴判決 平成24年7月20日 *****が7月19日付けで控訴 平成24年10月9日 控訴審第1回口頭弁論 平成24年11月22日 控訴審敗訴判決 ※平成24年第4回川崎市議会定例会に追加議案上程	(***,***,***)	JV ***** 70:30 11月26日公正取引委員会において審判請求棄却
696	-	*****	平成23年7月1日 本市が訴えを提起 平成24年8月27日 勝訴判決 平成24年9月11日 *****が控訴 平成24年12月17日 控訴審第1回口頭弁論(予定)	(**,***,***)	JV ***** 60:40 11月26日公正取引委員会において審判請求棄却
697	第242号	*****	平成23年7月1日 本市が訴えを提起 平成24年9月24日 裁判所からの和解勧告	**,***,***	JV ***** 60:40
		*****	※平成24年第4回川崎市議会定例会に上程中	(**,***,***)	JV ***** 60:40
700	第243号	*****		**,***,***	
	第244号	*****		**,***,***	
	第245号	*****	平成23年1月28日 本市に対し訴えを提起	**,***,***	
	第246号	*****	平成23年7月1日 本市が12社に対し反訴	**,***,***	
	第247号	*****	平成24年4月26日 勝訴判決	**,***,***	
	第248号	*****	平成24年5月15日 *****を除く11社が控訴 平成24年9月3日 控訴審第1回口頭弁論	**,***,***	【まちづくり局発注】
	第249号	*****	平成24年9月4日 裁判所からの和解勧告	**,***,***	
	第250号	*****		**,***,***	
	第251号	*****	※平成24年第4回川崎市議会定例会に上程中	**,***,***	JV ***** 60:40
	第252号	*****		**,***,***	
第253号	*****		**,***,***		
700	-	***** (判決確定済)	平成24年5月16日 判決確定 平成24年5月17日 元本支払済み	**,***,***	
701	-	***** (和解成立)	平成23年3月9日 本市に対し訴えを提起 平成23年7月1日 本市が反訴を提起 平成24年4月18日 裁判所からの和解勧告 平成24年6月28日 和解成立	**,***,***	
698	-	***** (判決確定済)	平成23年7月1日 本市が訴えを提起 平成23年9月14日 勝訴判決 平成23年10月7日 判決確定	***,***,***	JV ***** 70:30
合 計				721,638,749	

川崎市工事請負契約約款 抜粋

1 契約当時の川崎市工事請負契約約款第54条抜粋

(損害金等の遅延利息)

第54条 乙は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項(第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により甲が定める期限内に乙が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 略

2 現行の川崎市工事請負契約約款第54条抜粋(平成22年4月1日改正)

(損害金等の遅延利息)

第54条 受注者は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項(第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

2 略